

## 町田市木曾山崎団地地区まちづくり検討会設置要綱

## 第 1 設置

多摩都市モノレール延伸を見据えた木曾山崎団地地区におけるまちづくりに関し、関係者等の意見を聴取するため、町田市木曾山崎団地地区まちづくり検討会（以下「検討会」という。）を置く。

## 第 2 役割

検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 町田市木曾山崎団地地区まちづくり構想の改定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## 第 3 組織

- 1 検討会は、委員 10 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者 1 人
  - (2) 町田山崎団地自治会の代表 1 人
  - (3) 町田木曾団地自治会の代表 1 人
  - (4) 町田木曾住宅ト号棟管理組合の代表 1 人
  - (5) 木曾団地自治会の代表 1 人
  - (6) 木曾山崎団地地区周辺の町内会・自治会等の代表 5 人以内

## 第 4 委員の任期

委員の任期は、検討会が第 2 の規定による報告をしたときまでとする。

## 第 5 会長

- 1 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## 第6 会議

- 1 検討会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第7 庶務

検討会の庶務は、都市づくり部都市政策課において処理する。

## 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、2024年7月26日から施行する。
- 2 この要綱は、2026年3月31日限り、その効力を失う。